

(趣旨)

第1条

申請者（以下「甲」という。）及び株式会社ハウスジーマン（以下「乙」という。）は、乙が別に定める基準（以下「基準」という。）に基づく検査（以下「検査」という。）を行い、保険法人検査実施確認書（以下「確認書」という。）を交付すること（以下「検査業務」という。）について、この約款（甲が乙へ提出した検査業務の申請書（以下「申請書」という。）及び乙が甲へ交付した検査業務の引受けを証する書類（以下「引受承諾書」という。）を含む。以下同じ。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

(甲の責務)

第2条

甲は、検査に必要な図書（以下「図書」という。）を乙へ提出しなければならない。

- 2 甲は、乙の請求があるときは、乙の検査業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他の必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙へ提供しなければならない。
- 3 甲は、乙が検査業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 4 甲は、引受承諾書に定められた額の手数料（以下「手数料」という。）を、第5条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに乙へ支払わなければならない。
- 5 甲は、乙の検査において乙が行った、対象住宅が基準に基づき施工されていない旨の指摘に対し、速やかに必要な措置をとらなければならない。
- 6 甲は、乙から確認書の交付を受けた対象住宅の引渡しを行った場合は、当該対象住宅の発注者又は買主へ当該確認書を交付しなければならない。

(乙の責務)

第3条

乙は、公正かつ中立の立場で厳正かつ適正に、検査業務を行わなければならない。

- 2 乙は、検査業務を第4条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、乙の検査業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(業務期日)

第4条

業務期日は、最終回検査実施日の30営業日後とする。但し、第2条第5項の場合は、乙が甲の行った必要な措置を確認をした日の30営業日後とする。

- 2 乙は、甲が第2条に定める責務を怠ったこと、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延

長を請求することができる。この場合において、業務期日の延長その他の必要事項については甲と乙の協議により定める。

(手数料の支払期日)

第5条

甲の手数料の支払期日は、引受承諾書に定める第1回目検査予定日の前日とする。

- 2 再検査を行う場合の追加手数料は、当該再検査実施予定日の前日を支払期日とする。
- 3 乙は、甲からの手数料及び前項の追加手数料(以下「手数料等」という。)の支払いが確認されるまで、確認書を交付しない。この場合において、乙が当該確認書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙は賠償の責めに任じない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、甲と乙は、別途協議により合意した場合には他の支払期日を取り決めることができる。

(手数料等の支払方法)

第6条

甲は、手数料等を前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座へ振込みの方法で支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲と乙は、別途協議により合意した場合には別の支払方法をとることができる。

(確認書交付前の変更申請)

第7条

甲は、確認書の交付前までに対象住宅の計画又は建設工事の変更を行う場合は、速やかに乙へ通知するとともに、変更部分に係る図書を乙へ提出しなければならない。

- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の検査の申請を取り下げ、改めて乙へ検査を申請しなければならない。
- 3 前項に規定する申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第8条

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙へ書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、検査業務を業務期日までに完了せず又はその見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、検査業務が完了するまでの間、いつでも乙へ書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料等が既に支払われているときはこれの返還を乙へ請求することができる。甲は、この契約解除によって生じた損害について賠償の責めに任じず、甲が損害を受けているときはその賠償を乙へ請求することができる。
- 4 第2項の契約解除の場合、乙は業務の進捗度を勘案して手数料等を収受するものとし、既に支払わ

れている手数料等が不足するときは不足額を甲へ請求できる。甲は、既に支払った手数料等が過大であるときは、その一部の返還を乙へ請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲へ請求することができる。

(乙の解除権)

第9条

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲又はその役員若しくは使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の暴力団体関係者若しくはそれらの者に準ずる者又はその他の反社会的勢力に該当する場合
- (2) 甲が、正当な理由なく、手数料等を支払期日までに支払わない場合
- (3) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項の契約解除の場合、乙は、全部又は一部の手数料等が既に支払われているときはこれを甲へ返還せず、既に支払われている手数料等が不足するときは不足額を甲へ請求できる。乙は、この契約解除によって甲に生じた損害について賠償の責めに任じない。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときはその賠償を甲へ請求することができる。

(乙の免責)

第10条

乙は、検査を実施することにより、対象住宅が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

- 2 乙は、検査を実施することにより、対象住宅に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した申請書又は図書に虚偽があることその他の事由により、適切な検査業務を行うことができなかつた場合は、一切の責任を負わない。

(秘密保持)

第11条

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 警察、裁判所、国土交通省等の公的な機関から開示を求められた場合
- (2) 既に公知の情報である場合
- (3) 甲が、秘密情報でないことを書面で確認した場合
- (4) この契約に関連する通知、諸作業、手数料等の請求、回収又は支払い、問合せ、回答等の事務を行う場合

(5) 乙の営むこの契約以外の業務の実施又は取扱商品若しくはサービス（関連会社又は提携会社が取り扱う商品又はサービスを含む。）の案内、提供等を行う場合

3 乙は、この契約に係る業務を第三者へ委託した場合、前二項に定める義務を受託者に対しても遵守させる。

(統計処理)

第 12 条

乙は、検査業務で得た情報を、個人のプライバシーを侵害しない方法で統計処理等を行うことができる。

(他の関連制度を併用する場合)

第 13 条 乙は、対象住宅に対して乙が検査業務以外の業務を実施する場合において、甲から対象住宅に係る設計図書その他の情報の提出を受けているときは、当該情報を活用し、同一情報の再提出を不要とするとともに、検査業務以外の業務に係る検査等の機会を活用する。

(別途協議)

第 14 条

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定める。

(附則)

この約款は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。